

確定申告・町県民税の申告について

税務課直通 64-1106

所得税及び復興特別所得税の確定申告

及び町県民税の申告の時期となりました。昨年1年間に所得のあった方は、その所得の額によって税務署か町役場に所得の申告をしなければなりません。ただし、会社等へお勤めの給与所得のみを有する方で、会社等で年末調整をされた方やその扶養家族となっている方は、申告の必要はありません。（なお、被扶養者の方で所得額の証明が必要な場合は、申告をしてください。）

町県民税（国民健康保険税）に係る申告書については、収入が少なく所得税がかからない方、仕事ができず所得が無い方も申告をしていただく必要がありますので、役場税務課へ申告をしてください。

また、前年度の町県民税申告をされた方記入・押印のうえ提出してください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告

◆期間（土日祝日を除きます）

2月16日（月）～3月16日（月）

◆場所..湯浅税務署

町県民税（国民健康保険税）申告

◆期間（土日祝日を除きます）

2月16日（月）～3月16日（月）

◆時間..9時～17時

◆場所..湯浅町役場1階 税務課

確定申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp



画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書等を作成できます。

また、作成したデータは、プリンタで印刷して添付書類とともに郵送等で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用してインターネットで自宅や事務所等から送信することができます。

湯浅町高齢者公衆浴場入浴補助制度が変わります

①対象者となる方

（平成27年1月1日～）

湯浅町に住所をおく65歳以上で、次のすべての条件を満たす方が対象となります。

○町税などの滞納がない方。

○自力で入浴が可能な方。または、浴場利用時に必ず同行者の入浴介助が可能な方。

○飛沫、接触によって感染する感染症などの持病のない方。

○心臓病などの持病が原因で、入浴によって身体に危険が及ぼない方。または、浴場利用時に必ず同行者の入浴介助が可能な方。

○ご利用できる公衆浴場

（平成27年1月1日時点）
柏原温泉・宝栄湯・布袋湯・二の丸温泉

③入浴時の利用者負担額が変わります。（平成27年4月1日～）

入浴料の半額を補助（補助上限額150円）となりますので、それぞれの浴場の入浴料によって、利用者負担の額が違います。

（例）
入浴料100円の公衆浴場

入浴料250円の公衆浴場
利用者負担125円
利用者負担150円

入浴料300円の公衆浴場
利用者負担150円

④入浴カードの再交付の手数料

（平成27年4月1日～）

前回の交付から1年未満の再交付は、手数料として300円がかかります。

⑤公衆浴場で、浴場や他の利用者に迷惑行為を行い、浴場からの再三の注意と指導に従わない場合や、入浴カードを第三者に不正に貸与、譲渡などを行った場合は、入浴カードの登録を取り消されます。

※新規に入浴助成を希望される場合は、認印を持参の上、健康福祉課まで申請にお越しください。

湯浅町高齢者公衆浴場入浴補助制度に関するお問い合わせは、健康福祉課福祉係

（TEL64-1120）まで

